

屋代保育園 基本計画 (素案)

本資料は、検討用に要旨を整理したものです。
検討結果を反映し、最終的に計画書としての体裁にまとめます。

2021年12月

■ 本編

1. 背景と趣旨

- (1) これまでの経緯
- (2) 計画の目的
- (3) 計画策定の経緯
- (4) 計画の期間

2. 建設予定地の概況

- (1) 地域の特徴
- (2) 建設予定地の概要

3. 基本的な考え方

- (1) 屋代保育園において実現すべき保育
- (2) 施設整備において実現すべきこと

4. 整備における詳細条件

- (1) 屋代保育園で提供する保育サービス
- (2) 必要となる諸室とその条件等
- (3) 諸室整備において具体的に実現すべきこと
- (4) 諸室の配置における留意事項
- (5) その他配慮すべき事項

5. 予算とスケジュール

最終的な計画書の段階で記載します。

■ 資料編

1. 求められる保育に関する国・県の指針等

2. 千曲市および屋代保育園における 保育を取り巻く課題

3. 施設の規模に関する保育の見込み量

4. 屋代保育園基本計画策定検討委員会の 実施概要

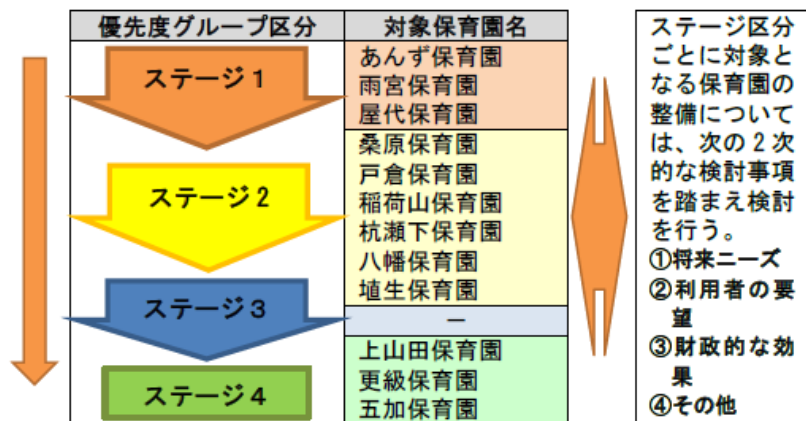
本書にはつけていませんが、最終的な計画書には【資料編】として、これまでの検討に用いた主な資料を添付する予定です。

1. 背景と趣旨

(1) これまでの経緯

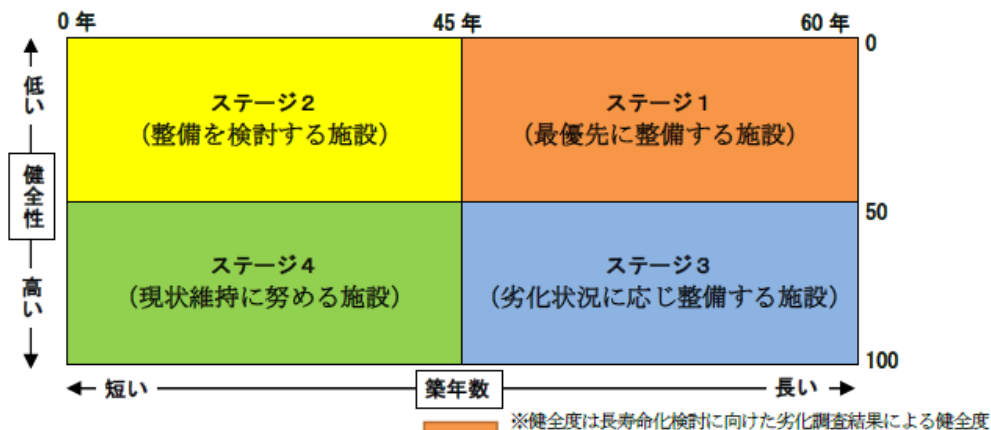
千曲市では昭和40年代から50年代にかけて公立保育園の整備が進められましたが、施設整備から50年あまりが経過した現在、建物の耐震強度不足や老朽化といった施設面での問題が表面化しています。また近年千曲市では、児童数が減少傾向にあるものの、就労の多様化といった社会環境の変化に伴って3歳未満児の入園の増加や、時間外保育や一時保育といった保育ニーズの変化が生じており、こうした変化へ対応することも求められています。

このことを踏まえて平成24年度に「千曲市立保育園第一次整備計画」が策定され、市内保育施設の中期的な整備指針が示されました。またこの指針に基づき、令和2年度に策定された「千曲市公共施設個別施設計画（保育所編）」では、保育園施設整備の優先グループが定められ、市内の保育園12施設を優先度の高い順に整備していくものとしています。

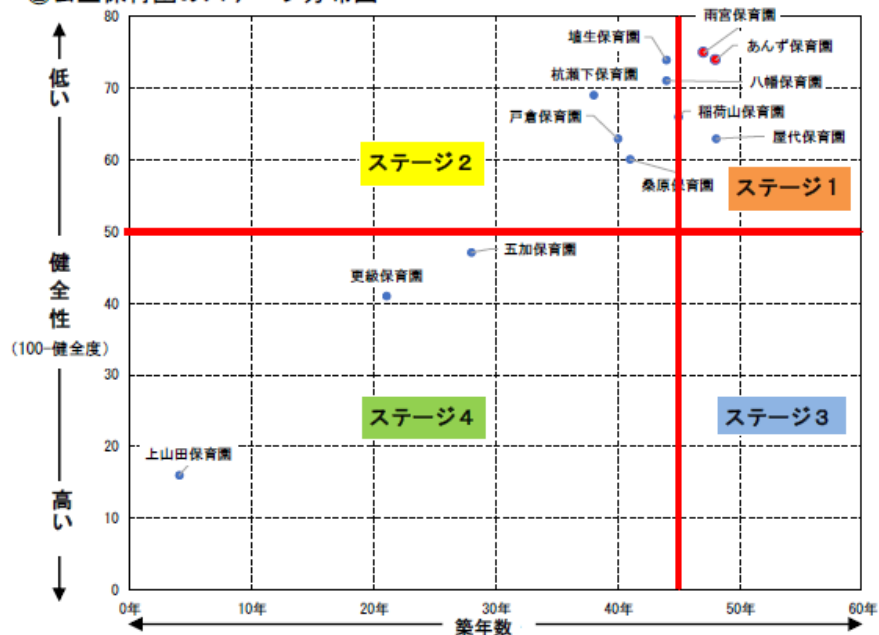


〈保育園施設整備の優先グループ区分の考え方〉

①優先ステージの考え方



②公立保育園のステージ分布図



(2) 計画の目的

本計画は、「千曲市公共施設個別施設計画（保育所編）」において最も優先度の高い整備対象として定められている屋代保育園の建築にあたり、満たすべき条件や実現すべき内容を定めるために策定するものです。令和4年度に予定されている同施設の基本設計及び実施設計の発注にあたっては、本計画が設計者が設計案を立案するための基礎的資料となります。

また千曲市では今後優先度に準じて市内各保育園の整備を進めていく予定であり、本計画はこうした今後の保育園整備にあたって参照されることを想定しています。本計画が、千曲市の保育を取り巻く環境の質の向上に寄与することを期待しています。

(3) 計画策定の経緯

本計画は、令和2年度～令和3年度にかけて開かれた「屋代保育園基本計画策定検討委員会」における検討結果を踏まえ、その基本的な考え方、整備における詳細条件等を取りまとめたものとなっています。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、新しい屋代保育園を建設・開園し、既設園舎の解体工事が完了するまでとし、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までとします。

<屋代保育園基本計画の期間>



2. 建設予定地の概況

(1) 地域の特徴



地図出典：Googleマップ（2021年）

1) 保育園の立地する地域の概況

屋代保育園の立地するのは千曲市東部の市街地地域です。本地域には商業、医療、福祉、文化機能など多様な都市機能が集積しており、将来も一定の人口とにぎわいのある地域となり、保育ニーズをもった家庭が近くに一定数ある状況が維持されると見込まれます。

「千曲市都市計画マスタープラン」では本地域を「市の中心拠点として人々が行き交う広域的な交流の場」と位置づけ、今後の都市整備の目標として「人々が集いにぎわう新たな中心市街地」を目指し、「暮らしやすさの向上を図ることによって居住を誘導して人口密度を維持し、中心拠点としての機能強化を図る」と定めています。

この一方で、本地域においては自然環境に触れられる場所は限られており、公園など親子で気軽に訪れることのできる場所も少ない地域となっています。

2) 保育園へのアクセス環境

屋代保育園の建設予定地は、千曲市の中心的な場所にあり、しなの鉄道「屋代駅」から約1.5キロメートル、更埴インターチェンジから約1.3キロメートルの距離に位置しています。本地域は、交通の便がよく、商業施設や各種公共施設が立地する市街地地域です。

— 非 公 開 —

3. 基本的な考え方

(1) 屋代保育園において実現すべき保育

1) 踏まえるべき指針・理念等

①国の保育に関する考え方

国は「保育所保育指針」において、保育に求められることを「子どもの力を培うこと」「子どもの保護者の意向を受けその援助にあたること」という2点で定めており、2017年の改訂においては今後より留意すべきこととして「3歳未満児の意義の明確化」「幼児教育の積極的な位置づけ」「保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援」等のポイントを示しています。また幼保連携の文脈で同年に一体的に改正された「幼稚園整備指針」では、「幼児の主体的な活動の確保」「安全でゆとりと潤いがある」「家庭や地域との連携」という3つの方針を定めています。

②千曲市における保育の考え方

千曲市では子ども・子育ての基本理念を「のびのび育つ みんなで育つ」とし、その実現に向けて「保護者も自己肯定感を持ち、子どもと向き合える喜びや生きがいを感じられるようにする」「保護者を始め学校、地域、職域など社会全体を構成するすべての人々が各々の役割を果たす」といった施策推進を掲げています。また「保育」の目標として「健康で明るい子ども」「一人立ちできる子ども」「温かい心を持った子ども」の3点を掲げています。

③屋代保育園に求められること

屋代保育園の保育関係者の声や有識者の助言等を踏まえると、近年は保育を取り巻く環境が大きく変化しており、これからは特に「園児の主体性を育むこと」「多様な保育ニーズや配慮の必要な園児に対応すること」「積極的なコミュニケーションをとること」が重要な課題となっています。また屋代地域は人口が今後も維持される市街地にあり、一方で自然環境に乏しいという特徴があるため、一定数の園児が集まる環境の中で「園児同士の多様な交流を促すこと」「自然に触れる体験を提供すること」等が求められています。

2) 屋代保育園における保育の方針

先述した点を踏まえ、屋代保育園は理想的な保育を実現するために以下3つを保育の方針として掲げます。屋代保育園はこの方針に基づいて設計・運営します。

- ① 多様な体験や交流を通じ、園児ひとりひとりの自主性・協調性を培う
- ② 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する
- ③ 自然なコミュニケーションを通じて、家庭や地域と連携する

(2) 施設整備において実現すべきこと

保育の方針を実現するにあたり、保育園の施設整備にあたって実現すべきことについて以下のとおり定めます。

保育の方針	施設整備において実現すべきこと
① 多様な体験や交流を通じ、園児ひとりひとりの自主性・協調性を培う	○ひとりひとりの興味から自主的活動を引き出す空間 園児ひとりひとりが居場所と「したいこと」をみつけ、それが次の遊びにつながり、これを保育士が見守ることができる ○様々な自然に身体で触れ、体験できる空間 均質でなく多様・凹凸ある自然環境（木々、草花、築山や水辺など）を通じ、身体を使ってできる様々な体験を提供できる ○オープンで行き来の自由な空間 個々の部屋に閉じこもらず、クラスを超えた子ども同士の自由な交流を促し、様々な関わり方や協調性を育むことができる
② 様々な用途に対応できる空間で、多様な保育ニーズに対応する	○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間 発達障害などへの配慮や緊急・臨時の対応ができるよう、施設の空間に汎用性・可動性があり、様々な用途ができる
③ 自然なコミュニケーションを通じて、家庭や地域と連携する	○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間 送り迎え等の機会に、保育士と親、または親同士がコミュニケーションしやすい環境をつくり、保育と家庭の子育てとのスムーズな連携を促す

4. 整備における詳細条件

(1) 屋代保育園で提供する保育サービス

屋代保育園で実施する保育サービスは以下のとおりです。このサービスを提供するために必要な保育園を整備します。

保育サービス	内容等
通常保育	・対象年齢：0歳児（10ヵ月）～5歳児 ・保育時間：月曜日～土曜日 8：30～16：30 ・園児定員： 0歳児……10名 1歳児……15名 2歳児……15名 3歳児……20名 4歳児……20名 5歳児……20名（計100人）
長時間保育	7：00～8：30、16：30～19：00
一時的保育	・対象年齢：満1歳以上 ・保育時間：月曜日～金曜日 8：30～16：30
障がい児保育	・集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育士を加配してきめ細かな対応を行う
子育て支援	・子どもの保護者を対象に、子育てに関する相談や子育て家庭の交流促進を図る

(2) 必要となる諸室とその条件等

前章に示した基本的な考え方にに基づき、屋代保育園において必要となる諸室とその条件を以下に整理します。

室名		「施設整備において実現すべきこと」の主な対応項目	条件等
①保育室 (乳児室またはほふく室)		○オープンで行き来の自由な空間 ○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間	・0歳児と1歳児の保育空間は完全に区切らず、保育士がそれぞれに注意できるよう配慮する
②遊戯室		○ひとりひとりの興味から自主的活動を引き出す空間	・保育室からのスムーズな動線に配慮する
③ 共通空間	食事のための空間	○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間	・調理室からのスムーズな動線に配慮する
	半屋外空間	○オープンで行き来の自由な空間	・雨天時を想定し必要な雨よけ等を工夫する
	廊下、階段等	○ひとりひとりの興味から自主的活動を引き出す空間 ○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間	・保護者の送迎のスムーズな動線に配慮する
	便所、水飲み場等		・できるだけ一カ所に集約せず分散配置する
④ 外部連携と 管理の空間	預かり保育室、 子育て相談室等	○可動性・汎用性がある様々な使い方に対応できる空間 ○保育士と親のコミュニケーションを促進する空間	・一時保育に対応できる空間を確保する ・保護者の相談に対応できる空間を確保する
	事務室、調理室等		・料理室への外部からの搬入路を確保する ・会議や重要書類保存のための空間を確保する
⑤ 屋外空間	運動スペース (屋外遊戯スペース)	○ひとりひとりの興味から自主的活動を引き出す空間 ○様々な自然に身体で触れ、体験できる空間	・運動会用トラックのスペースを確保する ・陽光や雨に配慮したプールを配置する ・3歳未満児と3歳以上児それぞれ別々の砂場スペースを確保する
	緑化スペース		・職員の維持管理に負担の少ないものとする
	駐車場		・保護者用に15台、職員用に25台を確保する

（３）諸室整備において具体的に実現すべきこと

先に示した「施設整備において実現すべきこと」の具体的な詳細内容について、諸室ごとに整理します。

①保育室において実現すべきこと

- ・各保育室や廊下等共通空間との境界を、完全に区切るのではなく、扉を開け放つことで複数スペースをつなげたり、各室間を行き来しやすい構造にすることで、ゆるやかなものとします。このことで、子どもが個々の部屋に閉じこもらず幅広い交流ができ、職員は子どもの状況を広い視野で把握することができるようになります。
- ・各保育室や、その他子どもを見守れる空間については、特定の広さ・用途でのみ運用するものとせず、扉やパーティション等の工夫によってある程度の可動性をもたせると共に、様々な用途で使える汎用性を持たせます。このことで、パニックを起こした子どもを一時的に落ち着かせる、急病者に対応するといった、保育の現場における緊急・臨時の対応ができるようになります。また将来的に、あずかる子どもの年齢ごとの定員が変動するといった状況にもある程度柔軟に対応することができます。

〈その他の留意事項〉

- ・日照、採光、換気、通風、音響等の良好な環境の確保
- ・遊戯室その他の保育空間及び園庭との連携
- ・多様な教育内容や指導方法に対応できるとともに、園具、遊具等を弾力的に配置できること
- ・保育の内容や方法等に応じて様々なコーナー、展示空間、持ち物の収納空間を確保できること

②遊戯室において実現すべきこと

- ・遊戯室等では、遊具や絵本など子どものための備品等がしまい込まれることなく多くの目に触れやすい位置に置けるようにしたり、特定の目的を定めない余剰空間を確保したりして、多様な遊び方や居場所が生まれるよう配慮します。このことで、子どもひとりひとりが自分の興味関心にもとづいて「したいこと」を見つけ、行動することを促します。

〈その他の留意事項〉

- ・幼児が安全に伸び伸びと活動できること
- ・避難時や行事の際の動線も考慮しつつ、幼児等が円滑かつ安全に移動できる出入口の位置、幅等に配慮すること
- ・幼児の発表、保護者の交流、様々な行事等に必要な照明、音響、ステージ、暗幕等の設備を適切に設置できる空間の確保

③ 共通空間において実現すべきこと

- ・各保育室と廊下等の共通空間は、ある程度の余剰スペースを確保したり、簡単に扉・仕切り等を開け放てるような工夫をしたりすることによって、保育室とひと連なりになった使い方ができるよう配慮します。このことによって、職員同士の連携や子ども同士の交流がやりやすくなり、また子どもひとりひとりが自分の居場所をみつけやすくなります。
- ・共通空間が、遊戯室や園庭、その他子どものための遊具や設備とスムーズにつながっている配置とします。このことによって、子どもが自分の興味関心から行きたい場所へ移動しやすくなります。

〈その他の留意事項〉

- ・保育室等の園舎部分及び屋外空間との連続性や回遊性に配慮すること
- ・出入口の幅、下足箱、傘立て等の配置を考慮した、安全かつ円滑に出入りできる環境の確保
- ・幼児が安全に利用できるよう、段差の寸法や床面の素材、転落防止、衝突防止などに配慮すること

④ 外部連携と管理の空間において実現すべきこと

- ・保護者が子どもの送り迎えをする動線を意識し、動線上にある程度のスペースを確保したり、外部と園舎との中間に雨風のしのげる場所をつくったりするといった工夫をします。また相談等が必要なときは別室スペース等で話ができる場所を設けます。このことで、保育の現場と家庭とが、送り迎えという限られた時間・導線の中でも良好なコミュニケーションがとれるようになります。

〈その他の留意事項〉

- ・保護者等が円滑に幼児を送り迎えできるよう、保育室から利用しやすく、職員が幼児の登降園の状況を確認できること
- ・上履きと下履きの動線が交差せず、周囲を迂回せず園庭へ出やすいこと
- ・事務室は、園庭、アプローチ部分などの見通しがよく、園内各所への移動に便利であることに配慮すること
(幼児の活動を常時見守ることができ、緊急時にも速やかに対応できること)

⑤屋外空間において実現すべきこと

- ・園庭においては、均質で平板な空間づくりを避け、樹木や草花、築山や水辺、畑といった空間の設置等によって、できるだけ多様で凹凸のある自然環境をつくります。このことによって、子どもが自然に触れ、身体を通じて様々な体験ができるようになります。
- ・園舎から園庭へのスムーズな移動に配慮した構造とすると共に、保育室や廊下、テラス等の園舎から園庭に向けて開放的な空間をつくることで、園庭に出て遊びたいという子どもの意識を後押しします。また、職員が園庭の子どもたちの様子を把握しやすいようになります。

〈その他の留意事項〉

- ・多様な運動や遊びが誘発されるよう、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる空間
- ・運動や遊びの種類、設置する遊具の利用形態等に応じて、必要な面積、形状等を確保
- ・構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、適度の保水性と良好な排水性を確保
- ・表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定
- ・植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れる
- ・維持管理の方法を検討しつつ、樹木の成長等の状況を予測し、長期的な展望の下に計画する
- ・土地的条件、気候的条件などを十分考慮するとともに、有毒、有害寄生虫の有無等に留意し、適切な種類の樹木や草花等を選定する
- ・四季折々花を咲かせ、実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等の生態等を観察できるように計画する

— 非 公 開 —

(5) その他配慮すべき事項

1) 安全のための配慮

- ・水害時にあたっては迅速に避難することを想定すると共に、被害を最小限に抑えるために盛り土等の最低限の浸水対策を行うこと。また一部を2階建てにする等、すぐに避難できない職員や園児・重要物品等を緊急避難させることができる場所を設けること。
- ・耐震性を保ち、地震における被害を最小限に抑える構造を検討すること。
- ・外部から不審者等が侵入しにくいよう、またそうした侵入を職員が監視しやすいよう、玄関口からの動線や事務室の配置等を工夫すること。

2) 維持管理の負担の軽減

- ・施設や設備の維持管理にあたり、職員に必要以上の労力をかけず、通常業務に負荷をかけないものとなるよう配慮すること。
- ・部材の品質や耐水性の確保等、できる限り施設が長寿命化できるよう工夫すること。
- ・水道光熱費等にかかるランニングコストをできる限り抑制できるよう配慮すると共に、断熱性を高める、地域産材の木材等を活用する、自然エネルギーを活用するといったCO2抑制や環境への配慮をできる限り行うこと。

3) 幅広い利用者を想定した配慮

- ・職員、園児、保護者をはじめとした施設の管理者・利用者が、心身的能力や障害の有無等に関わらずできる限り幅広く利用することを想定し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れること。
- ・地域住民の暮らしと調和するよう、周辺の住宅地等との境界を過度につくらないよう配慮すること。
- ・将来的に、ボランティアの活動との連携や地域住民とのイベント等を敷地内で行うことも想定し、余剰スペースを設けるなど配置上の工夫をすること。